



泉区役所 掲示板

- 費用の記載がない場合は無料
- 特に断りのないものは当日自由参加

泉区マスコット
キャラクターいっすん

マークの見える方 氏名(ふりがな) 電話番号 ファクス番号 〒・住所 年齢 行行事名 Eメール(アドレス) 費用 ホームページ 申込み 問合せ

きちんと投票していますか？

泉区明るい選挙推進協議会では、有権者の積極的な投票参加を推進しています。

みんなの代表を決める「選挙」。選挙は国民が政治に参加する大切な機会です。必ず投票に行きましょう。

また、「寄附を贈らない」、「求めない」、「受け取らない」の「三ない運動」を呼びかけるなど、公正で適正な選挙の実現に向けて活動しています。

※政治家が選挙区内の人に、お金や物を送ることや、有権者が寄附を求めることは、法律で禁止されています。

4月7日(日)は「統一地方選挙」

～投票にイコット～

泉区明るい選挙推進協議会



☎統計選挙係 800-2315 800-2505

年末調整済給与所得者で

医療費控除のみの確定申告を受け付けます

年末調整が済んでいる給与所得者の皆さんへ

給与所得以外に所得がなく、年末調整済の源泉徴収票を持っている人について、下記日程で平成30年分所得税医療費控除の還付申告を臨時に区役所でも受け付けます。

日時 2月18日(月)～3月15日(金)(土・日を除く)
9時～11時30分、13時～16時30分
会場 区役所3階 税務課会議室(生活衛生課隣)

持ち物

- 平成30年分源泉徴収票(原本)
- 医療費控除の明細書(国税庁のホームページでダウンロードができます)
- 出産一時金、高額療養費、入院給付金などで補てんされる金額が分かるもの
- 印鑑(認印)
- 本人名義の口座の振込先金融機関名称・支店名・口座番号
- マイナンバーの記載とマイナンバーのわかる公的書類の写し及び本人確認書類の写し

注意

医療費控除を受けるためには、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。(領収書の提出は不要となりました)

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。医療費通知とは健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などの書類で、次の事項が記載されたものをいいます。①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

ふるさと納税のワンストップ特例制度を受けられている方は受付できません。

☎市民税担当 800-2351 800-2509

Yナースを募集しています

～災害時あなたの力を貸してください～

Yナース(横浜市災害支援ナース)とは、大震災発生時に医師、薬剤師、市職員らとともに、横浜市防災計画に基づく「医療救護隊」として活動していただく看護職のことです。

泉区では、震度6弱以上の地震が発生した場合、ご自身と家族の安全確保ができ次第、「泉区福祉保健センター」に参集して、医療救護隊を編成し、区内の防災拠点などで、主に軽症者に対する応急医療を行います。

【登録資格】横浜市に在住または在勤の保健師・助産師・看護師・准看護師の有資格者で横浜市が被災した際に、区内の地域防災拠点等にて支援活動ができる人

☎ご協力いただける方、関心のある方は福祉保健課事業企画担当へお問い合わせください。

災害時を想定した医療機関などの「泉区災害時のぼり旗掲出訓練」を行います

3月11日(月)に協力いただける医療機関等において、「泉区災害時のぼり旗掲出訓練」を実施します。今回は泉区単独での訓練です。

この日に医療機関等の近くをお通りの際には、ぜひのぼり旗をご確認ください。

横浜市では、震度6弱以上の地震発生時等に、被災を免れ、診療などが可能な医療機関と薬局は、下記の「のぼり旗」を掲げることとしています。

 災害拠点病院 重症・重篤な傷病者を受け入れる病院 (聖マリ安娜医科大学横浜市西部病院、横浜医療センター等市内13病院)	 災害時救急病院・診療所(一般、歯科) 中等度の傷病者等を受け入れる病院や軽症者を受け入れる診療所(区内5か所の病院、ご協力いただける診療所)	 薬局 開局中
---	---	---

☎事業企画担当 800-2433 800-2516

ご家庭などの排水設備のメンテナンスをおこないましょう

宅地内の排水設備(排水管やます等)は、所有者が清掃や管理をする必要があります。

●台所、洗面所、風呂場や洗濯機などの排水口は、ふだんからこまめに清掃し、屋外にある「ます」はふたをあげ、詰まっているごみや落ち葉を定期的に取り除くことで、排水がスムーズに流れます。

清掃前



●「ます」のふたが劣化により開かなくなるケースはありますが普通の使い方をしていない限り、詰まったり壊れたりすることはまずありません。

●飲食店など油を大量に排出する店舗等では、グリーストラップ(阻集器)の設置が義務付けられています。油脂類が下水管等に流れ出すとつまりの原因となり、道路や敷地などに汚水があふれだす可能性がありますので、適切な維持管理を行ってください。

清掃後



不具合が生じた場合は、横浜市が指定した

「横浜市排水設備指定工事店」にご相談ください。横浜市排水設備指定工事店 [検索](#)

※環境創造局のホームページから一覧表をダウンロードできます。

☎下水道・公園係 800-2536 800-2540